

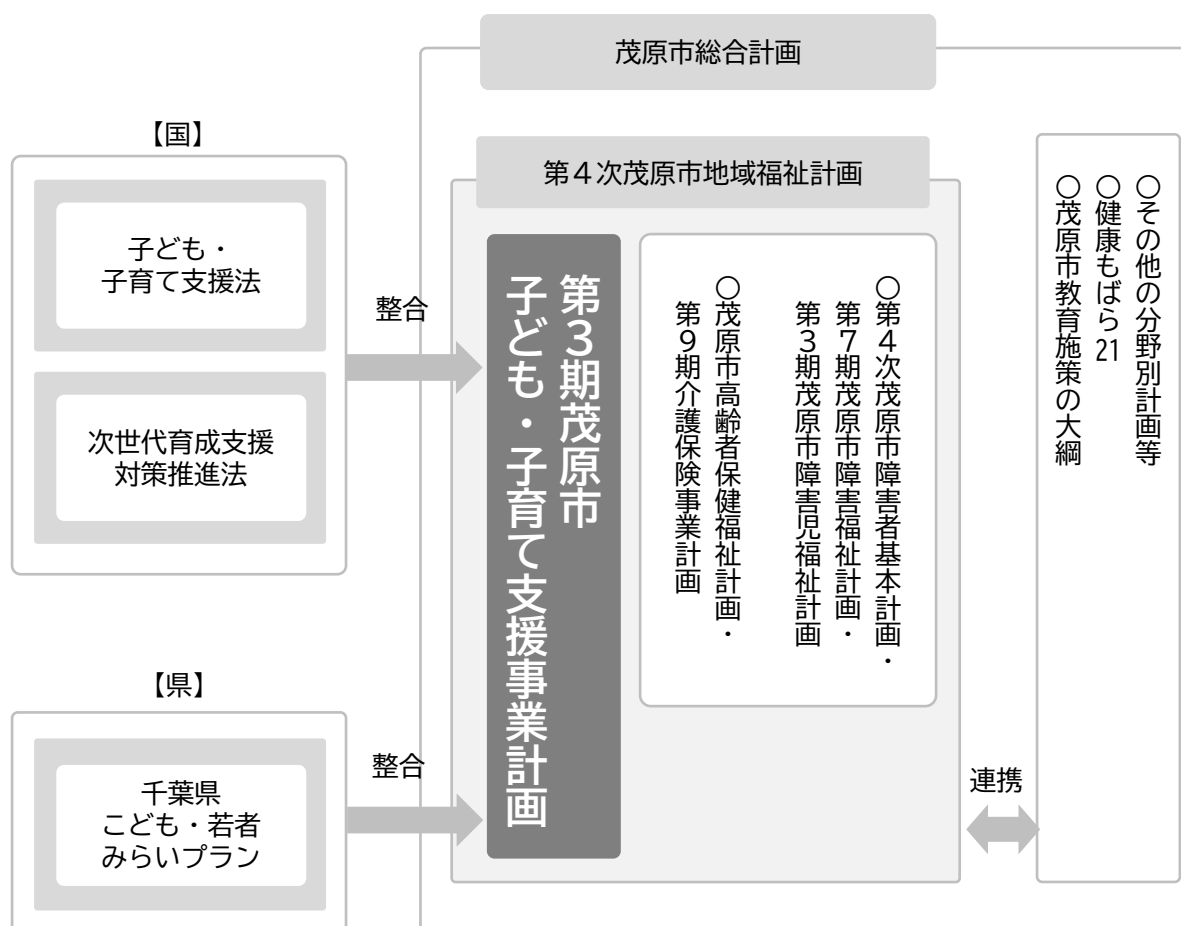
第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画」を次のとおり策定いたしました。

1 計画の目的・期間

目 的	「教育・保育提供区域」ごとに各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、並びにこれらの提供体制の確保の内容と実施時期等を定め、さらなる子育て環境の充実を図る。
計画期間	令和7年度から令和11年度（5年間）

2 上位計画・他計画との関係



3 第3期計画からの主な変更点

- ①「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を追加
- ②児童福祉法等の改正により、「産後ケア事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「妊婦等包括相談支援事業」の6事業を「地域子ども・子育て支援事業」に追加

4 施策体系

基本理念

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

重点施策	教育・保育サービス及び事業	主な変更点
重点施策1 幼児期の教育・保育 の充実	○幼稚園 ○保育所（園） ○認定こども園 ○地域型保育事業等	ふたば幼稚園の認定こども園移行
重点施策2 地域子ども・子育て 支援事業の充実	○利用者支援事業 ○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ○妊婦健康診査 ○乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） ○養育支援訪問事業 ○子育て短期支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ○一時預かり事業 ○延長保育事業 ○病児保育事業 ○放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○妊婦等包括相談支援事業	<新規事業> ○産後ケア事業 ○子育て世帯訪問支援事業 ○児童育成支援拠点事業 ○親子関係形成支援事業 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ○妊婦等包括相談支援事業
分野別施策	施策の方向性	主な変更点
基本目標1 地域における子育て 支援の充実	(1) 質の高い幼児教育・保育の提供 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 総合的な支援体制等の充実 (4) 経済的支援の充実 (5) 居場所や多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり	<新規事業> ○家庭教育学級 ○児童センター及び児童遊園の充実
基本目標2 母親と乳幼児等の健康 の保持及び増進	(1) 子どもや母親の健康の保持・増進 (2) 食育の推進 (3) 小児医療体制の確保	<新規事業> ○出産・子育て応援事業
基本目標3 子育てを支援する環境 の整備	(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援 (2) 子育て世帯にやさしい生活環境の整備 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、自殺対策の推進	<新規事業> ○こころの健康相談
基本目標4 配慮を必要とする子ども や家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援 (2) ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の推進 (3) 障害児施策の充実・医療的ケア児等への支援	